

## 法務省による国際協力（刑事法及び民商事法分野を中心として）

法務総合研究所

国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所）・国際協力部

### 1 概要

法務省による刑事法及び民商事法を中心とした開発途上国に対する国際協力の大部分は、研究・研修機関である法務総合研究所の活動を通じて実施している（法務総合研究所の機構については、法務総合研究所パンフレット7頁参照）

法務総合研究所には国際協力部門として、国際連合研修協力部と国際協力部がある。

国際連合研修協力部は、東京都府中市において、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI 又はアジ研）を運営し、大阪に分室を置き、刑事司法分野における国際研修運営などの国際協力を行っている。

国際協力部は、大阪に本拠を置き、主として民商事法分野を中心に、アジア及び周辺諸国に対する法整備支援（外国が行う法整備のための努力を支援する国際協力活動）を実施している。

### 2 法務省による刑事法及び民商事法を中心とした国際協力の歴史

- 1962年 国際連合と日本国政府との協定により、国連の地域研修所として国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）が設立された。その後、UNAFEI は、アジア、アフリカ、中南米を主な対象国として、国内での研修を実施しているほか、相手国におけるセミナーを実施している。
- 1994年 総務企画部において、ベトナムに対する国別研修を開始（その後対象国が増加）
- 2000年 総務企画部からベトナムに長期専門家を派遣
- 2001年4月 法整備支援を専門的に取り扱う部署として法務総合研究所内に国際協力部を設置
- 2001年11月 国際協力部が大阪中之島合同庁舎に移転、UNAFEI が大阪分室を設置

### 3 国連アジア極東犯罪防止研修所の活動

#### (1) 国際社会に貢献する重要な役割を担っている。

UNAFEI は、国際連合と日本国政府との協定に基づき、アジア・太平洋地域の国々における刑事司法の健全な発展と相互協力の促進を目的として、1962年に開設された国連の地域研修所である。ここでは、アジア・太平洋諸国を中心に犯罪防止・刑事司法関係の実務家等を対象とした研修やセミナーを開催し、犯罪防止と犯罪者処遇に関する調査研究を実施するなど、幅広い活動を行っている。

事業の中心である研修事業は、政府開発援助（ODA）の一環として実施され、その費用は全額日本国政府が負担しており、これは国際社会に対する日本の貢献として高く評価されている。当研修所において実施される国際研修・セミナーは、アジア・

太平洋諸国を中心としつつ、アフリカ、ラテンアメリカなど世界各地から多数の研修員を招いて実施しており、開発途上にある国々において犯罪対策を効果的に進める上での人材育成、情報提供等に大きく寄与している。

40年に及ぶ継続した人材育成の努力によって、当研修所の修了者は、各国の刑事司法の分野で重要な地位を占め、大いに活躍している。

#### 沿革

1954年3月	ミャンマーの首都ラングーンで開催された第1回国連犯罪防止・犯罪者処遇アジア会議において、アジアに国連地域研修所を設立すべきである旨の決議
1961年3月	国際連合と日本国政府の間で国連地域研修所の設置に関する協定の調印(15日)。運営責任、財政負担は両者同等
1962年3月	国連アジア極東犯罪防止研修所が正式に発足(15日)
1962年9月	第1回国際研修実施
1970年4月	当研修所の運営を、財政負担を含めて日本国政府の責任において行う旨、協定内容を改訂
1982年1月	研修所新庁舎落成
2002年	研修・セミナーの回数は120回を超える予定

当研修所は、姉妹機関である国連の地域研修所（ラテンアメリカ、アフリカ及び北ヨーロッパに設置）の中でも最も長い歴史と実績を有している。また、国連の地域研修所として、国連本部の犯罪防止・刑事司法部及び他の地域研修所とも緊密な連絡を取りながら、国連のグローバルな犯罪防止や犯罪者処遇に関する各国政府の政策立案、実施に協力している。

当研修所の運営については、人的にも財政的にも日本国政府が国連から全面的に委託されている(1970年以降)。このため、法務総合研究所国際連合研修協力部の部長が当所の所長に任命されることになっており、また、刑事司法分野から選抜された教官（次長を含む。）と事務職員が、関係機関・団体の協力を得ながら国際研修やセミナーの実施を柱とする各種事業の企画、運営に当たっている。

#### (2) 研修やセミナーで人材の育成に努めている。

当研修所が行う研修業務には、各国からの参加者により構成される国際研修3コース、汚職対策研修1コースのほか、例えば、中国などの各国を個別に対象とする国別研修や、他国に赴いて実施する海外ジョイントセミナーなどがある。

##### ア 国際研修

毎年、春、秋及び冬の3回、各国刑事司法の中堅幹部及び政策決定等重要な任務に携わる高官職員を対象として実施。海外研修員約10数名、日本人研修員若干名が参加。内容は、研修員による各国の実情報告、内外の客員専門家による講義、同専門家を交えてのテーマ別の討論、刑事司法機関の視察、グループワークショップなどで構成。

#### イ 国別研修

中国などの各国毎に約10名の研修員が参加し、上記国際研修と同様な内容で研修を実施。

研修・セミナーには、テーマに関連する領域で活躍する内外のエキスパートを講師として多数招き、アジア・太平洋地域の経験にとどまらない世界的視野に立った高水準の内容を保つよう努力をしている。研修・セミナーは、日英の同時通訳により行われる。

#### ウ 海外ジョイントセミナー

効果的な犯罪対策を目指して、UNAFEI と各国政府とが共同して実施するセミナー。アジア・太平洋地域の各国に当研修所職員が赴き、開催国の刑事司法関係者多数が参加して実施。国際協力事業団（JICA）の協力の下に1981年以降毎年1回1か国で実施されており、それぞれの国における刑事司法制度に関する政策・運用の向上に多大な貢献をしている。

#### (3) アジア・太平洋地域での情報センターとして活躍している。

当研修所では、国連等の求めに応じて地域内の犯罪情勢や刑事司法制度について調査し、報告するほか、各種の国際ワークショップの開催、調査研究の実施、関係資料の作成、収集等を行っている。当研修所は、これらの活動を通じて、国連及びアジア・太平洋地域内各国との緊密な連絡の下に、犯罪防止及び犯罪者処遇に関する情報センターとしての役割を担っている。

#### ア 研究報告・出版事業

主にアジア・太平洋地域の犯罪と刑事司法制度について調査研究を継続的に実施し、成果を英文・和文の資料として出版して関係各国及び関係機関に配布している。また、英文紀要（Resource Material Series）を年2回、英文ニューズレターを年3回、和文「アジ研所報」を年2回発行して研修同窓生及び関係機関に配布している。これらによって、当研修所の活動を幅広く紹介するとともに、客員専門家の講義内容など、資料価値の高い情報を提供している。

#### イ 共同調査・研究

各国の同窓会又はアジア刑政財団の各国支部と共同して、それぞれの地域に密着したテーマを選んでの共同調査研究を実施している。その成果は国連犯罪防止会議の場において発表されるなど、国際的にも高い評価を受けている。

#### 4 国際協力部の活動

国際協力部の活動の中心は、開発途上国に対する民商事法分野を中心とした法整備支援である。その基本的内容は、具体的な法令案作成に対する支援、法令の執行・運用のための体制整備に対する支援、法律専門家などの人材育成に対する支援であり、具体的な活動内容は以下のとおりである。

##### (1) 法案起草支援

現在は、ヴェトナムの民法改正並びにカンボディアの民法及び民事訴訟法改正を支援している。具体的には、学者を中心とする作業部会を結成し、国際協力部教官を

派遣するほか、部会員との間での連絡調整を行っている。

(2) 国内研修

ア 国別研修

特定国から、一度に10名程度を招へいし、日本語と現地語の通訳により、弁護士制度等特定のテーマを定めて講義等を実施している。

2001年度は、ヴェトナム、ラオス、カンボディアなどを対象に実施した（これまでの実施状況については、法整備支援パンフレット12頁参照）。

イ 多数国研修

民商事法の比較研究のため、数箇国から研修員を招へいした上、日本の法曹界、企業等からも研修員が参加し、英語により講義等を行っている。

年に1回実施されており、2001年度については、裁判外紛争処理手続をテーマに、ヴェトナム、ラオス、カンボディア、ミャンマー、中国及びモンゴルに日本人研修員を加えた合計17名を対象として実施した。

国内研修のほとんどは、JICA から受託したものである。

(3) 職員の海外派遣

JICA と協力するなどして、海外に職員を派遣している（これまでの派遣状況については、法整備支援パンフレット13頁参照）。

ア アドバイザー型専門家

JICA 専門家として教官等を派遣し、法整備支援対象国の司法省、裁判所、検察庁、国会、大学法学部等に対する法的アドバイスを行うほか、支援内容の企画等に当たらせている。

ヴェトナムに対し、検事を長期専門家（滞在期間1年以上）として派遣している。

そのほか、調査研究及び支援内容の企画のため、数週間から数箇月間の短期間、職員を派遣することもあり、2001年度は、ラオス、モンゴル、ウズベキスタン及びインドネシアに派遣した。

イ セミナー講師

JICA 又は法総研独自のプログラムにより、支援対象国における現地セミナーの講師を派遣している。2001年度は、ラオス及びヴェトナムに派遣した。

(4) 研究活動等

韓国及び日本の登記関係職員が、登記実務上の問題につき共同研究を行う日韓パートナーシップ研修を毎年実施しているほか、民商事法の特定の問題につき2年間の研究を重ねた上、アジア太平洋地域から専門家を招へいしてシンポジウムを2年に1度開催している。2001年度のシンポジウムのテーマは、裁判外紛争処理手続の国際比較であり、2002年2月15日、大阪中之島合同庁舎国際会議室において開催した。

また、同月22日には、同会議室において、UNAFEI 及び国際協力部の共催により、国連麻薬統制局国際犯罪防止センター所長及びヴェトナム国司法省次官を講演者と

する記念講演会を開催した。

(5) 情報の収集及び発信

2002年1月には、国際協力部の機関誌として、ICD NEWS - Law For Developmentの創刊号を発行し、今後、継続的に発行する予定である。

(6) 他機関との連携

法務総合研究所では、我が国による法整備支援について関係機関が協議検討する場を設ける趣旨で、1999年度から、JICAとの共催により、法整備支援連絡会を開催しており、2001年度は、2001年9月13日に法務省浦安総合センターにおいて、第3回法整備支援連絡会を開催し、35機関から96名の参加を得た（ICD NEWS 2002.1号 11頁以下参照）。

また、具体的活動においても、名古屋大学と共同で、JICAプログラムによるラオス国に対する法整備支援研修を実施するなど他機関との協調を図っている。